

国民健康保険の限度額適用・減額認定の申請

国民健康保険加入者で次に該当する方は、市の発行する認定証を医療機関の窓口に提示することにより、医療費などの軽減措置が受けられます。

① 70 歳未満の国民健康保険加入者で国民健康保険税の未納のない方

入院時の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。ただし、自己負担限度額は所得区分により異なります。

《70 歳未満の方の自己負担限度額（月額）》

区 分	高額療養費の自己負担限度額	
	3 回目まで	過去1年以内に4回以上の場合
一 般 世 帯	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた額の1%	44,400円
上位所得世帯 (基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯もしくは住民税の未申告者がいる世帯)	150,000円＋医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた額の1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

②世帯の国民健康保険加入者全員（国民健康保険に加入していない世帯主も含む）が住民税非課税の方

入院時の食事代を所得区分が一般の場合と比較して減額できます。また、70 歳以上の方については入院時の医療費の自己負担限度額が低くなります。

《入院時の食事代の標準負担額》

所得区分	入院時の食事代（1食あたり）	
一般の方	260 円	
70 歳未満の住民税非課税世帯の方および70 歳以上の低所得Ⅱの方	90 日までの入院（過去12 か月の入院日数）	210 円
	90 日を超える入院（過去12 か月の入院日数）	160 円
70 歳以上の低所得Ⅰの方	100 円	

《70 歳以上の方の自己負担限度額（月額）》

所得区分	入院時の自己負担限度額
一般の方	44,400 円
低所得Ⅱの方	24,600 円
低所得Ⅰの方	15,000 円

◎低所得Ⅰ…各所得が必要経費・控除（年金の所得控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯の方（70 歳以上の方のみ）

◎低所得Ⅱ…低所得Ⅰ以外の世帯の方

なお、すでに交付されている認定証は、有効期限が平成22年7月31日までとなっています。引き続き認定を受ける場合は、再度申請が必要となります。

◆手続きに必要なもの

・保険証 ・印かん

※1月2日以降に転入された方は「所得証明書（非課税証明書）」をお持ちください。

◆申請先 市役所市民課国民健康保険係又は各出張所

問 市民課国民健康保険係 ☎（80）1143